

2こ保発第10082号
令和2年4月6日
(公印省略)

保護者の皆様へ

保育サービス課長 津本 卓也
保育サービス推進担当課長 早田 由香吏

新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛について（依頼）

日頃から大田区の保育行政にご協力いただき、ありがとうございます。

大田区内の保育施設では、新型コロナウイルスの感染予防として、うがい手洗いの徹底を実施しておりますが、このたび、さらなる感染拡大防止策のため、以下のとおりご依頼いたします。皆様のご理解、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

記

1 基本的な考え

保育園は、原則開園といたしますが、感染拡大防止のため、保護者が在宅で、かつ、ご自宅にて保育が可能な場合及び親族等による家庭保育が可能な場合には、お子様の登園を控え、ご自宅でお過ごしいただくようお願いいたします。

2 対象月

令和2年4月、5月及び6月

(今後の感染拡大の状況や国等の方針により、対象の期間が変更となる可能性がありますのでご了承願います。)

3 対象施設

区立保育園、私立保育園、小規模保育所及び事業所内保育所

4 手続き

登園を自粛される場合には、申請していただく必要があります。保育サービス課保育利用支援担当宛てに「新型コロナウイルス感染症対策による休園届（区HPにて掲載）」を郵送してください。

休園月	郵送締切
4月分	4月15日（水）
5月分	4月24日（金）
6月分	5月25日（月）

(2) 育児休業を延長し、「育児休業期間延長申出書」をすでに区に提出している方は4月分に限り「新型コロナウイルス感染症対策による休園届」の提出は不要です。

5月及び6月まで休園される場合は、前月25日までに次のものを郵送してください。

- ① 「新型コロナウイルス感染症対策による休園届」
- ② 「育児休業期間延長申出書」
- ③ 「育児休業取得者復帰証明書」（育児休業を復帰された方のみ）

※育児休業延長できる日は6月30日（火）までです。7月1日（水）には復帰している必要があります。

（3）休園期間中の保育園の利用（慣れ保育も含む）はできません。

休園を取り下げる場合は、登園開始日の1週間前までに保育利用支援担当宛てに、「新型コロナウイルス感染症対策による休園取下届」を郵送してください。

◆届出書の掲出場所

大田区HP → 「子ども」 → 「保育」 → 「トピックス一覧」 → 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための登園自粛について」

5 保育料の免除について

保育料は免除とします。なお、4月分については、4月15日（水）までにご申請いただき、4月30日（木）までの間の登園を控えた場合、4月分の保育料（延長保育料を含む）は免除といたします。

また、休園届を提出された方で4月15日（水）以前の登園した分の4月分の保育料（延長保育料を含む）も免除といたします。

なお、月の途中で休園取下届を提出された場合、その月は保育料免除の対象となりません。

6 保育料の徴収等について

上記5の保育料免除対象となった方の保育料について、次のとおりの取扱いとなります。

なお、大田区外にお住まいの方の保育料の取扱いについては、居住自治体にお問い合わせください。

（1）区立保育園、私立保育園の場合

保育料は一旦納付いただき、自粛期間終了後、今後かかる保育料に充当または還付させていただきます。

（2）小規模・事業所内保育所の場合

原則、徴収いたしません。口座引落による徴収方法をとっている事業者において、引落中止手続きが間に合わなかった場合は、今後の保育料に充当する対応または還付対応となります。詳細は、各施設にお問い合わせください。

7 子育て相談について

ご家庭での子育ての不安、悩みがありましたら、園や保育サービス課、子ども家庭支援センター（電話 03-5753-7830）で相談をお受けしております。

【 問合せ先 】

- | | | |
|---|-----------------------|--------------|
| 1 | 区立保育園に関すること | |
| | 保育サービス課 管理係 | 03-5744-1279 |
| 2 | 私立保育園に関すること | |
| | 保育サービス基盤担当（認可） | 03-5744-1727 |
| 3 | 小規模保育所及び事業所内保育所に関すること | |
| | 保育サービス基盤担当（人材） | 03-5744-1277 |
| 4 | 保育料に関すること | |
| | 保育利用支援担当 | 03-5744-1280 |

【 申請書の郵送先 】

144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区保育サービス課 保育利用支援担当